周南市再犯防止推進計画

1 計画の概要

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年 法第104号)」において、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地 方公共団体にもあること(第4条)が明記されるとともに、県や市に対して、国の再犯防 止推進計画を勘案した「地方再犯防止計画」を策定する努力義務(第8条第1項)が課せ られました。

本市では、"市町村地域福祉計画の策定ガイドライン"により地域福祉計画に盛り込む事項とされた、"保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方"に対応した計画として、令和3年3月に福祉の総合的な計画となる「第4次周南市地域福祉計画」と併せて「周南市再犯防止推進計画」を策定しました。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

3 計画の体系

安心して暮らせる福祉のまち(しゅうな基本理念『地域でつながり、支え合う)

ん

基本目標1

安心・安全に暮らせるまち づくり

基本目標2

みんなが助け合う地域づくり

基本目標3

自分らしい生き方を支える 仕組みづくり

基本目標4

必要なサービスを受けられる 体制づくり

(1)広報 · 啓発活動の推進

第4次 周南市地域福祉計画

周南市地域福祉活動計画

(2)就労・住居の確保

(3)保健医療 • 福祉的支援

(4)非行の防止と修学支援

(5)関係機関・団体との連携

再犯防止推進計画

再犯防止を推進するための 取り組み

成年後見制度利用促進計画

成年後見制度の利用を促進 するための取り組み

再犯防止を推進するための取り組み(周南市再犯防止推進計画)

(1)広報・啓発活動の推進

【施策の方向性】 犯罪や非行の防止と、犯罪をした人たちの更生について、広く市民の

理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や

非行のない地域社会を築くことが重要となります。

市・社会福祉協議会の取組

● 関係機関等と連携した、犯罪や非行の防止と更生に関する**広報・啓発活動**

- ⇒周南市役所ホームページ内、地域福祉課のページに「社会を明るくする運動」の 特設ページを作成した。
- 「社会を明るくする運動強調月間」の周知・啓発
 - ⇒令和4年度の活動実績は別紙のとおり
- 薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
 - ⇒市役所内における啓発・本運動に対する募金の呼びかけ

令和3年度募金額:10,527円 令和4年度募金額:27,145円

- **犯罪被害者とその家族**について社会全体で支えていく機運の醸成と医療や福祉、労働など各分野との連携
 - ⇒犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)の啓発パンフレットの配布
 - ⇒公益社団法人山□県被害者支援センターと連携した、犯罪被害者に関するパネル展 の実施

期間:令和5年2月1日(水)から2月5日(日)まで

場所:周南市学び・交流プラザ

(生活安全課)

● 市と社会福祉協議会が連携した、広報・啓発活動

(2)就労・住居の確保

『施策の方向性』

全国的には、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことや、刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適当な帰住先が確保されないままであったことなどから、再犯防止には生活の安定のための就労の確保及び適切な住居の確保が必要であると言えます。

市・社会福祉協議会の取組

- ハローワーク等と連携しながら生活保護制度等も視野に入れた、**就労・生活支援**
- 山口県居住支援協議会(山口県宅地建物取引業協会に設置)と連携した、民間賃貸住 宅の登録制度についての普及や利用促進
- ホームページ等を活用した、市営住宅の入居に関する相談や募集状況等の情報提供
- 市、社会福祉協議会、**山口県地域生活定着支援センター(県社会福祉協議会に設置)** との連携

(3)保健医療・福祉的支援

『施策の方向性』

高齢者や障害のある人たちの、保健医療・福祉的支援を必要としながら犯罪をした人に対しては、地域での生活が可能となるよう適切に保健医療・福祉サービスにつなげていくことが、円滑な社会復帰や再犯の防止に向けて重要となります。

市・社会福祉協議会の取組

- 国や県の機関、**山口県地域生活定着支援センター**との連携
- 関係機関が連携し、高齢者や障害のある人たちが必要な福祉サービスを受けることが できるよう支援
- ⇒福祉総合相談窓口である「もやいネットセンター」に、刑務所や検察庁から、出所直前あるいは拘留中だが釈放予定で、手持ちの資金がなく今後の生活が不安がある者についての相談があった場合、県地域生活定着支援センターやソーシャルワークセンターなどの機関、その他関係者と連携して、居住支援法人や施設、生活保護につなぐなど生活の場の確保支援として対応に当たっている。

(令和4年度は延べ10件の相談あり)

(4)非行の防止と修学支援

『施策の方向性』

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合って発生します。 それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援の推進を 目指します。

市・社会福祉協議会の取組

- 「社会を明るくする運動強調月間」と「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に おけるイベントによる、犯罪・非行の防止と更生へ向けた啓発の推進
- 警察等と連携した、**街頭補導**や青少年とその保護者からの相談対応等を通じた非行防 止と青少年の健全育成
- 警察等と連携した、**万引き防止対策**の実施
- **保護司と学校との連携強化**や、国と学校関係機関の相互協力による、保護観察対象少年の再非行の防止と修学支援
- 法務少年支援センター山口の専門的な相談支援機能と連携した非行防止の推進
- 市、学校、地域等と連携した**子どもの居場所づくり**と生活困窮家庭・ひとり親家庭等への**学習支援**
 - ⇒放課後子ども教室

市内の小学校区32箇所において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施 (生涯学習課)

⇒生活困窮家庭の中学3年生への学習支援

	令和3年度	令和4年度
参加者数(人)	40	49

(※令和3年度から開始した事業)

場所:市内5カ所の市民センター

(次世代政策課)

● スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した**いじめ・不登校**への対応等、一人ひとりの状況に応じた相談支援

⇒いじめ・不登校の周南市内における認知件数について

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
いじめ (件)	331	207	225	(年度末集計)
不登校(件)	164	179	207	(年度末集計)

(学校教育課)

● 市と社会福祉協議会が連携した、犯罪や非行の防止と更生へ向けた啓発

(5)関係機関・団体との連携

『施策の方向性』 犯罪をした人たちに対する就労支援を切れ目のない、継続的なものとするためには、地域の就労に関する関係機関・団体や、刑事司法関係機関等との連携を密にすることが重要となります。

市・社会福祉協議会の取組

- 刑事司法関係機関や保護司会、更生保護女性会、BBS会等、民間協力者団体が実施する研修会等への参加と再犯防止の現状把握、関係機関との連携強化
- 更生保護の取り組みについて、市ホームページへの掲載や公共施設へのポスター掲示 により支援を必要とする相談者等へ周知
- 保護司や更生保護女性会、関係機関等が行う犯罪・非行防止活動や人材確保等への 支援
- 犯罪や非行の防止と更生へ向けた市と社会福祉協議会との連携